

一般財団法人ファジィシステム研究所  
研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ファジィシステム研究所（以下「本財団」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保し、研究を遂行する上で求められる職員等（役員、常勤職員、パートタイム職員、特別研究員及び兼任研究員）の行動・態度の倫理的規準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、実施、成果の発表、評価にいたるすべての過程における行為を言い、本財団の職員等の個人研究であるか、あるいは本財団外の諸機関との共同研究等であることを問わない。

2 この規程において「研究員」とは、本財団において研究活動に従事する者を言う。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究員に本財団が交付する研究費及び研究員が外部から獲得した研究費を言う。

(職員等の責務)

第3条 本財団の全ての職員等は、一般財団法人ファジィシステム研究所研究における行動規範（以下「行動規範」という。）の趣旨を十分に理解し、これに基づいて行動しなければならない。

(研究計画の立案および研究の実施)

第4条 研究員は、研究計画の立案にあたっては、過去に行われた他者の研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性と新規性を確認しなければならない。

2 研究員は、研究の途中であっても、当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるとして判断された場合は、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。

(資料やデータ等の収集、利用および管理)

第5条 研究員は、資料やデータ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行わなければならない。

2 研究員は、収集・作成した資料、情報、データ等の記録は滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。ただし、法令または本財団の規程等に保存期間の定めのある場合にはそれに従うものとする。

3 研究員は、本財団が必要と判断した場合には、前条により保存した資料、情報、データ等の記録を開示しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究員が、人を直接の対象として行動・社会環境や心身の状況等の個人に関する

情報・データ等の提供を受けて行う研究あるいは人体を対象に採血または科学物質等を投与する研究を実施する時は、当該情報・データ等の提供者（以下「協力者」という。）に対して、研究の目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、協力者が被る可能性のある不利益や不快な状態等について十分説明して、協力者の明確な同意（インフォームド・コンセント）を得なければならない。

- 2 研究員は、協力者に対し、不利益を受けることなくいつでも研究への協力を中止または協力の同意を撤回する権利を有することを説明しなければならない。
- 3 組織、団体等から、当該資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前2項に準じる。

#### （個人情報の保護）

第7条 研究員は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究を実施するにあたり入手した協力者等の個人に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。

- 2 研究員は、研究の推進上協力者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。
- 3 研究員は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

#### （機器、薬品・材料等の安全管理）

第8条 研究員は、研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係法令、本財団の関連規程および規則等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

- 2 研究員は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

#### （研究費の取扱）

第9条 本財団の全ての職員等は、行動規範及び競争的資金等の不正使用防止に関する規程を踏まえ、研究費を適切に取り扱わなければならない。

#### （研究成果の公表）

第10条 研究員は、特許権の取得等合理的な理由により公表に制約がある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。

- 2 研究成果発表における不正な行為は、本財団および研究員本人に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究員は自覚し、ねつ造（存在しないデータの作成）、改ざん（データまたは実験結果の変造）、盗用（他人のデータ、文章、研究成果等を適切な引用なしに、あるいは手続きを経ずに使用）等の不正な行為は、これをしてはならない。
- 3 研究員は、研究発表における不適切な引用、引用の不正確さや不備、誇大な表現や誤解を招く表現等が、不正行為とみなされる恐れがあることを十分に認識し、適切な引用と真摯な表現に努めなければならない。
- 4 研究員は、研究成果の公表にあたっては、他の研究者が追試や検証できるように、可能な限り具体的に提示しなければならない。
- 5 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の発表および利用に際しては、明確な同意を得なければならない。

(他者の業績評価)

- 第11条 研究員が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、研究員としての自己の信念に基づき評価しなければならない。
- 2 研究員は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を自己または第三者の利益のために不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本財団の責務)

- 第12条 本財団は、研究員の研究倫理意識を高めるために、必要な啓発、倫理教育の実施あるいは研究員に対する研究倫理情報の提供を行う。
- 2 本財団は、この規程を実効あるものにするため、研究員の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。
- 3 本財団は、研究に関して不当または不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に誠実に対応する。
- 4 前3項の目的を達成するため、研究倫理委員会を設置する。
- 5 研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(研究倫理教育責任者)

- 第13条 前条第1項の研究倫理教育等を推進するため、本財団に研究倫理教育責任者を置き、副理事長をもって充てる。

(告発・通報窓口)

- 第14条 ねつ造、改ざん、盗用等の研究活動における不正行為に関して、本財団内外からの告発を受け付ける窓口については、研究倫理委員会規程に定める。
- 2 研究費の不正使用に関して、本財団内外からの通報を受け付ける窓口については、競争的資金等の不正使用防止に関する規程に定める。
- 3 前2項以外の研究倫理に反する行為に係わる申し立てについての通報窓口は、第1項と同様とする。

(事務)

- 第15条 この規程に関する事務は、事務局事業支援担当が取り扱う。

(改廃)

- 第16条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日より施行する。  
この規程は、平成21年4月1日より施行する。  
この規程は、平成22年7月1日から施行する。  
この規程は、平成26年11月18日から施行する。  
この規程は、平成27年3月31日から施行する。